

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： お日様プラン相談所

居宅介護支援 重要事項説明書

〔令和 6 年 4 月 1 日 現在〕

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (0467-91-9798) (月～金曜日 08:30～17:30)

担 当 介護支援専門員 柴田 敦子 / 管理責任者 柴田敦子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	お日様プラン相談所
所在地	神奈川県鎌倉市梶原 1 丁目・4 番地・5 プチメゾン深沢 201
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第 1472103124 号)
サービスを提供する実施地域※	鎌倉市、藤沢市、横浜市戸塚区、横浜市栄区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者	1 名	常勤兼務
主任介護支援専門員	2 名	常勤（うち 1 名は管理者兼務）
介護支援専門員	1 名	常勤専従
	計 3 名	

営業時間

月～金曜日 午前 8 時半から午後 5 時半時まで

※ (土、日曜・祝日・12月28日～1月3日は休業)

(3) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から法定代理受領サービスにて全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします（償還払い）。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は「公共交通機関、自動車使用」におい

て交通費の請求はありません（無料）。それ以外の地域の方も無料です。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 非常災害対策

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供をうけられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、緊急時連絡カードを作成し、利用者、及び利用者家族や関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

別紙参照 緊急時連絡カード

6. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染防止に関する担当者	柴田 敦子
-------------	-------

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市区町村などへ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して取った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

平成29年4月カイポケ賠償責任保険加入済

再発防止について

事故について検証をおこなうとともに再発防止について話し合いを行います。

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

* 緊急の場合は下記の連絡先に連絡をとります。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時	希望医療機関	
ご家族	氏名(続柄)	
	連絡先	
	氏名(続柄)	
	連絡先	

10. 公正中立に関するもの

(1) サービス事業者の**選定にあたって**、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。

(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。

当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）福祉用具貸与の利用状況は半年毎の3月と9月に集計しています。ご希望に応じ開示、説明することが可能です。

11.虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	山口 恵子
-------------	-------

12.身体拘束等の原則禁止

利用者またはほかの利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 医療機関との連携に関するもの

(1) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。

(2)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

(3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

14.相談支援事業者との連携に関するもの

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます

15. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 介護支援専門員等職員の退職時においては守秘義務契約をおこない情報漏洩、秘密保持に遵守します。
- 3 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

16.従業者の資質の向上について

当事業所は、介護支援専門員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとします。

採用時研修 採用後 1 月以内

継続研修 年 2 回以上

17.サービス内容に関する苦情

(1)当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情受付連絡先：お日様プラン相談所 0467-91-9798

苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

(2)その他の窓口

当事業所以外に市区町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

鎌倉市	介護保険課	電話	0467-61-3950
横浜市	戸塚区役所高齢・障害支援課	電話	045-866-8452
横浜市	栄区役所高齢・障害支援課	電話	045-894-8547
藤沢市	藤沢市役所介護保険課	電話	0466-50-3527
神奈川県	国民健康保険団体連合会	電話	045-329-3447

18.当法人の概要

法人種別・名称	有限会社ヒンターランド
設 立	平成 8 年 11 月 25 日
所在地・電話	群馬県前橋市富士見町小暮 2216-5
	代表取締役 金子良治
	電話 027-21-4047
	FAX 027-21-4048
事業内容	居宅介護支援事業

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

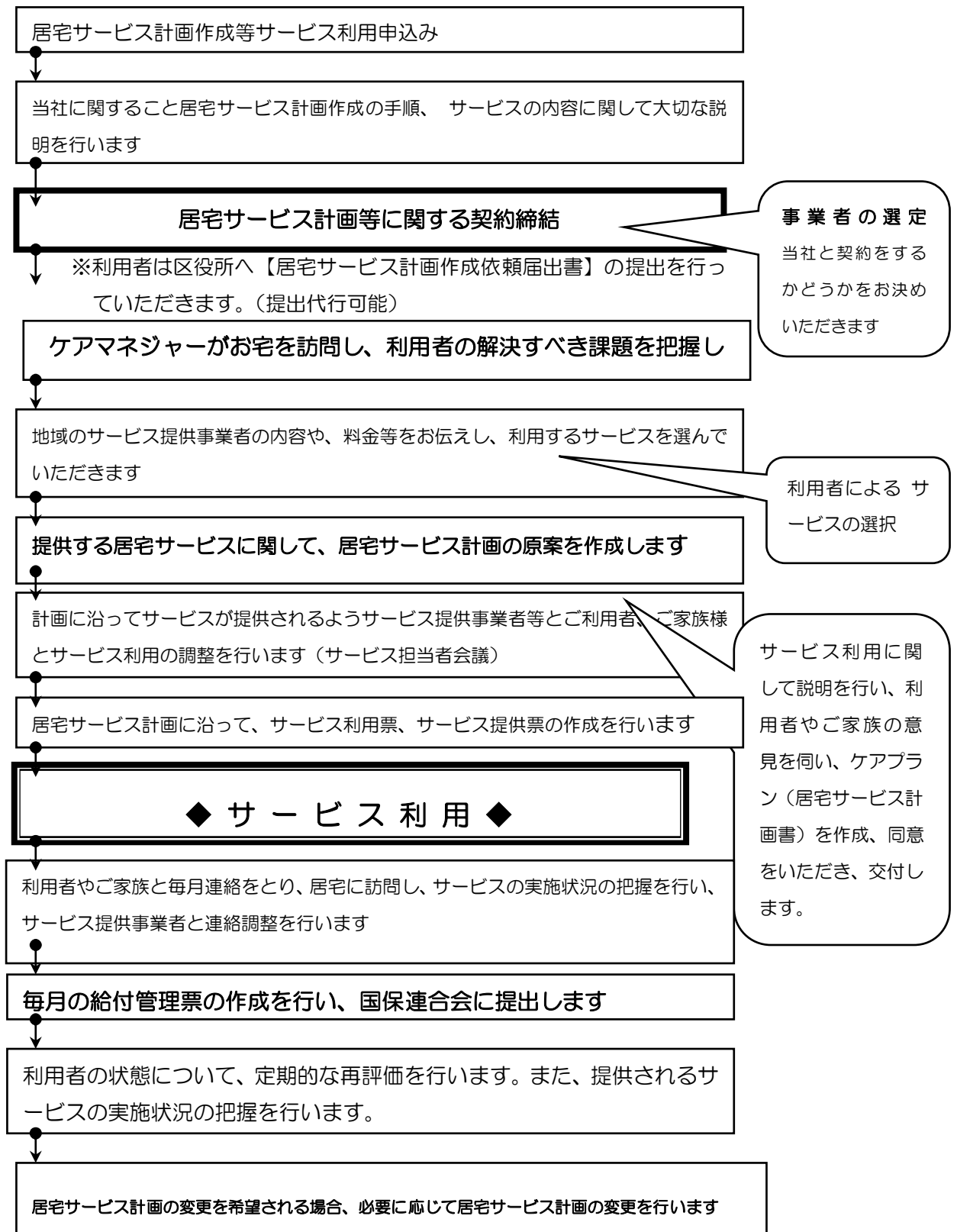
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明を行い、
同意を得、交付しました。

令和 年 月 日

【 事 業 者 】 有限会社ヒンターランド
 代表取締役 金子良治

【 事 業 所 】 お日様プラン相談所

【 説 明 者 】 氏名 柴田 敦子

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け同意し交付を
受けました。

令和 年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

電 話

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

電 話

(続柄)

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)